

一般社団法人八大学工学系連合会 旅費交通費の支給に関する規則

平成 27 年 3 月 27 日 制定

平成 27 年 9 月 18 日 改訂 1

平成 30 年 4 月 20 日 改訂 2

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人八大学工学系連合会（以下、「連合会」という。）の常設会議、理事会、総会、運営委員会、分科会（以下、「常設会議等」という。）及び事業を実施するために必要な旅費交通費、日当及び宿泊費（以下、「旅費交通費等」という。）の支給について定めることを目的とする。

(旅費交通費等の支給対象)

第 2 条 旅費交通費等の支給対象は次のとおりとする。

- (1) 常設会議等における会員以外の講演者。
- (2) 連合会以外の組織の者に事業の実施に協力を依頼した場合。
- (3) 事務局業務の遂行のために事務局以外の八大学の職員を出張させた場合。
- (4) 事務局職員が、常設会議等及び事業に出席する場合。
- (5) その他会長が必要と認めた場合。

(旅費交通費等の支給対象外)

第 3 条 旅費交通費の支給対象外は原則として次のとおりとする。

- (1) 会員が常設会議等に出席する場合。
- (2) 会員が所属する組織の教職員が常設会議等に出席する場合。
- (3) 会員が所属する組織の教員が連合会の事業に参加する場合。

(旅費交通費の計算方法)

第 4 条 旅費交通費は次により計算する。

- (1) 鉄道賃は旅客運賃、急行料金及び座席指定料金とし、勤務地の最寄りの駅から用務地の最寄りの駅までの最も経済的で通常の経路とする。また、等級は原則として最下級のもので現に支払った運賃とする。
- (2) 航空賃は等級が原則として最下級のもので現に支払った旅客運賃とする。なお、航空機を利用した場合は、領収書を提出するものとする。
- (3) タクシーを利用した場合には、現に支払った運賃とする。なお、タクシーを利用した場合には領収書を提出するものとする。

(日当及び宿泊費の計算方法)

第 5 条 日当及び宿泊費は次により計算する。

- (1) 日当は移動距離 50km 以上の出張について、1 日につき 3,000 円とする。
- (2) 宿泊費は 1 夜につき 14,000 円を限度とする実費とし、領収書を提出するものとする。

なお、旅行代理店等の宿泊費を旅費交通費に組み込んだパック商品を利用する場合はパック料金実費額を支給する。ただし、当該パック旅行商品の実費額に朝食代相当額若しくは夕食代相当額又はそのいずれも含まれていない場合には、通常の日当及び宿泊費に代えて次の額をそれぞれ加算した額（支払手数料を含む）を支給することができる。

朝食代相当額 1,000 円、夕食代相当額 2,100 円

（規則の改正）

第6条 この規則の改正は、会長の承認を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改訂 1 は、平成 27 年 9 月 18 日から施行する。
- 3 この改訂 2 は、平成 30 年 4 月 20 日から施行する。